



# 山形県公報

平成18年9月1日(金)  
第1772号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(経営安定対策課)...1165  
 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(同)...同  
 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....(農村計画課)...1166  
 土地改良区の役員の退任の届出.....(最上総合支庁農村計画課)...同  
 土地改良区の役員の就任の届出.....(同)...同  
 保安林内の皆伐面積の限度.....(森林課)...1167  
 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....(都市計画課)...1169  
 同.....(同)...同  
 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....(同)...同  
 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)...同  
 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出納局)...1170

### 公 告

平成19年度山形県立産業技術短期大学校及び山形県立産業技術短期大学校庄内校の訓練生の  
 募集.....(雇用労政課)...同  
 平成18年度後期技能検定の実施.....(同)...1172  
 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施.....(公安委員会)...1177  
 一般競争入札の公告.....(病院事業局)...1178

## 告 示

### 山形県告示第830号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年9月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.40%」を「年0.45%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成18年7月20日から適用する。
- 平成18年7月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 山形県告示第831号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年9月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程(昭和44年9月県告示第967号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.40パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成18年7月20日から適用する。
- 平成18年7月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第832号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成18年9月1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事 業 名       | 地 区 名  | 工事完了年月日    |
|-------------|--------|------------|
| 経営体育成基盤整備事業 | 上山西部   | 平成18年3月31日 |
| 中山間地域総合整備事業 | 清流さけがわ | 平成18年3月31日 |

山形県告示第833号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新庄市上野土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成18年9月1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所         |
|----------|-----------|-------------|
| 理 事      | 齋 藤 高 雄   | 新庄市大字本合海156 |
| 同        | 元 木 武     | 同 173       |
| 同        | 中 嶋 美 知 芳 | 同 150 - 2   |
| 同        | 齋 藤 正 勝   | 同 255       |
| 同        | 齋 藤 政 雄   | 同 1025 - 1  |
| 同        | 齋 藤 光 一   | 同 191 - 5   |
| 同        | 佐 藤 俊 雄   | 同 30 - 1    |
| 監 事      | 齋 藤 良 一   | 同 77        |
| 同        | 齋 藤 清     | 同 234       |

山形県告示第834号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新庄市上野土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成18年9月1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所          |
|----------|--------|-------------|
| 理事       | 齋藤 高雄  | 新庄市大字本合海156 |
| 同        | 元木 武   | 同 173       |
| 同        | 中嶋 美知芳 | 同 150 - 2   |
| 同        | 斉藤 英樹  | 同 1806      |
| 同        | 斉藤 正勝  | 同 255       |
| 同        | 斉藤 政雄  | 同 1025 - 1  |
| 同        | 斉藤 光一  | 同 191 - 5   |
| 同        | 佐藤 俊雄  | 同 30 - 1    |
| 監事       | 斉藤 良一  | 同 77        |
| 同        | 斉藤 清   | 同 234       |

## 山形県告示第835号

平成18年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成18年9月1日

山形県知事 齋藤 弘

| 森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林 | 皆伐面積の限度 |
|---------------------------------|---------|
|                                 | ヘクタール   |
| 日向川水源かん養保安林                     | 235.02  |
| 相沢川                             | 57.27   |
| 田川地区                            | 353.48  |
| 五十川～鼠ヶ関川                        | 44.41   |
| 鮭川                              | 340.10  |
| 小国川                             | 173.80  |
| 銅山川～角川                          | 229.63  |
| 北村山地区                           | 324.84  |
| 寒河江川                            | 136.04  |
| 月布川～朝日川                         | 50.74   |
| 山形地区                            | 212.11  |
| 白川                              | 391.93  |
| 荒川                              | 269.35  |
| 置賜地区                            | 476.68  |
| 前川                              | 17.45   |
| 日向川土砂流出防備保安林                    | 11.66   |
| 相沢川                             | 15.04   |

|      |     |   |     |    |    |    |   |  |  |        |
|------|-----|---|-----|----|----|----|---|--|--|--------|
| 田川地区 |     |   |     |    | 同  |    |   |  |  | 328.16 |
| 五十川  | 鼠ヶ関 | 川 |     |    | 同  |    |   |  |  | 141.23 |
| 鮭川   |     | 川 |     |    | 同  |    |   |  |  | 28.65  |
| 小国   |     | 川 |     |    | 同  |    |   |  |  | 37.10  |
| 銅山川  | 角   | 川 |     |    | 同  |    |   |  |  | 32.02  |
| 北村   | 山地  | 区 |     |    | 同  |    |   |  |  | 435.07 |
| 寒河江  |     | 川 |     |    | 同  |    |   |  |  | 54.31  |
| 月布川  | 朝日  | 川 |     |    | 同  |    |   |  |  | 25.26  |
| 山形   | 地   | 区 |     |    | 同  |    |   |  |  | 112.54 |
| 白川   |     | 川 |     |    | 同  |    |   |  |  | 501.21 |
| 荒川   |     | 川 |     |    | 同  |    |   |  |  | 74.58  |
| 置賜   | 地   | 区 |     |    | 同  |    |   |  |  | 299.65 |
| 前遊   |     | 川 |     |    | 同  |    |   |  |  | 25.38  |
| 遊佐   | 田   | 町 | 飛砂防 |    | 備  | 保安 | 林 |  |  | 22.83  |
| 酒田   | 岡   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 22.34  |
| 鶴遊   | 佐   | 町 | 防風  |    | 保  | 安  | 林 |  |  | 3.78   |
| 酒田   | 田   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 0.62   |
| 酒田   | 岡   | 市 | 干害防 |    | 備  | 保安 | 林 |  |  | 0.06   |
| 鶴庄   | 内   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 8.68   |
| 戸内   | 沢   | 町 |     |    | 同  |    |   |  |  | 13.42  |
| 舟形   | 川   | 村 |     |    | 同  |    |   |  |  | 1.14   |
| 鮭川   | 上   | 町 |     |    | 同  |    |   |  |  | 17.76  |
| 最大   | 蔵   | 村 |     |    | 同  |    |   |  |  | 1.65   |
| 村東   | 山   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 1.03   |
| 寒河江  | 根   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 9.27   |
| 朝日   | 江   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 2.71   |
| 大山   | 日   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 3.13   |
| 天童   | 江   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 4.45   |
| 小飯   | 形   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 8.92   |
| 白飯   | 童   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 1.58   |
| 高鶴   | 沢   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 11.14  |
| 鶴岡   | 国   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 2.82   |
| 最上   | 豊   | 町 |     |    | 同  |    |   |  |  | 3.40   |
| 尾花   | 鷹   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 4.52   |
| 寒河江  | 畠   | 町 |     |    | 同  |    |   |  |  | 13.00  |
| 大天   | 岡   | 町 | 魚保  | つ健 | き保 | 保安 | 林 |  |  | 1.06   |
| 上山   | 岡   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 1.12   |
| 尾花   | 上   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 17.53  |
| 寒河江  | 山   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 5.34   |
| 大天   | 根   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 0.12   |
| 天上   | 花   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 0.26   |
|      | 河   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 0.61   |
|      | 江   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 24.72  |
|      | 江   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 3.34   |
|      | 童   | 町 |     |    | 同  |    |   |  |  | 18.14  |
|      | 山   | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 6.40   |
|      |     | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 16.54  |
|      |     | 市 |     |    | 同  |    |   |  |  | 0.80   |

## 山形県告示第836号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき寒河江市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年9月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 寒河江都市計画地区計画
  - (2) 名称 東部地区地区計画
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

## 山形県告示第837号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき寒河江市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年9月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
寒河江都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

## 山形県告示第838号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年9月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 組合の名称  
河北町ひな市通り東土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
西村山郡河北町谷地戊82番地
- 3 設立認可の年月日  
平成12年2月29日
- 4 変更認可の年月日  
平成18年8月24日

## 山形県告示第839号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年9月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成18年9月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|---------------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 西置賜郡飯豊町大字小白川字大巻4215番から<br>同 大字手ノ子字中里3038番まで | 旧    | 23.0メートル<br>と<br>5.6  | メートル<br>774 |
| 同 上                                         |      | 61.2メートル<br>と<br>6.5  | メートル<br>835 |
| 同 上                                         | 新    | 23.0メートル<br>と<br>5.6  | メートル<br>774 |
| 同 上                                         |      | 61.2メートル<br>と<br>16.8 | メートル<br>748 |

山形県告示第840号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年9月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。

別表第5中 「 幸町12番25号 」 を 「 上町四丁目13番13号 」 に改める。

附 則

この規程は、平成18年10月10日から施行する。

**公 告**

平成19年度山形県立産業技術短期大学校及び山形県立産業技術短期大学校庄内校における訓練生を次のとおり募集する。

平成18年9月1日

山形県知事 齋 藤 弘

1 募集定員

| 校 名              | 訓練課程        | 訓 練 科 目   | 訓練期間 | 募集定員 |
|------------------|-------------|-----------|------|------|
| 山形県立産業技術短期大学校    | 専 門 課 程     | メカトロニクス科  | 2年   | 20名  |
|                  |             | 情報管理システム科 | 2年   | 30名  |
|                  |             | 情報制御システム科 | 2年   | 30名  |
|                  |             | 建築環境システム科 | 2年   | 20名  |
|                  | 専 門 短 期 課 程 | 産業情報専攻科   | 1年   | 10名  |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | 専 門 課 程     | 制御機械科     | 2年   | 20名  |
|                  |             | 電子情報科     | 2年   | 20名  |
|                  |             | 国際経営科     | 2年   | 20名  |

備考 推薦入学試験及び一般入学試験による募集定員の内訳は、別に定める平成19年度山形県立産業技術短期大学校学生募集要項及び平成19年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項による。

## 2 試験の期日及び場所

| 校名               | 訓練課程   | 区分         | 期日             | 場所                                |
|------------------|--------|------------|----------------|-----------------------------------|
| 山形県立産業技術短期大学校    | 専門課程   | 推薦入学試験     | 平成18年11月5日(日)  | 山形県立産業技術短期大学校<br>山形市松栄二丁目2番1号     |
|                  |        | 一般入学試験     | 平成19年2月11日(日)  |                                   |
|                  | 専門短期課程 | 第1期選考試験    | 平成18年9月25日(月)  |                                   |
|                  |        | 第2期選考試験    | 平成19年3月6日(火)   |                                   |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | 専門課程   | 推薦入学試験     | 平成18年11月11日(土) | 山形県立産業技術短期大学校庄内校<br>酒田市京田三丁目57番4号 |
|                  |        | 一般入学試験(前期) | 平成19年1月27日(土)  |                                   |
|                  |        | 一般入学試験(後期) | 平成19年3月3日(土)   |                                   |

## 3 試験科目

| 校名               | 訓練課程   | 区分                     | 試験科目                                                                                                                                       |
|------------------|--------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山形県立産業技術短期大学校    | 専門課程   | 推薦入学試験                 | 筆記試験(数学及び数学)及び面接                                                                                                                           |
|                  |        | 一般入学試験                 | 筆記試験<br>(1) 数学及び数学<br>(2) 英語及び英語                                                                                                           |
|                  | 専門短期課程 | 第1期選考試験及び第2期選考試験       | 書類審査及び面接                                                                                                                                   |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | 専門課程   | 推薦入学試験                 | 制御機械科及び電子情報科<br>筆記試験(数学)及び面接<br>国際経営科<br>筆記試験(小論文)及び面接                                                                                     |
|                  |        | 一般入学試験(前期)及び一般入学試験(後期) | 制御機械科及び電子情報科<br>筆記試験<br>(1) 数学及び数学<br>(2) 小論文<br>面接<br>国際経営科<br>筆記試験<br>(1) 小論文<br>以下3科目から1科目選択<br>(2) 英語及び英語<br>(3) 簿記<br>(4) 政治・経済<br>面接 |

4 応募手続

入学志願書を、次の受付期間内に志望する短期大学校に提出すること。

| 校名               | 訓練課程   | 区分         | 受付期間                         |
|------------------|--------|------------|------------------------------|
| 山形県立産業技術短期大学校    | 専門課程   | 推薦入学試験     | 平成18年10月16日(月)から同月27日(金)まで   |
|                  |        | 一般入学試験     | 平成19年1月22日(月)から同年2月2日(金)まで   |
|                  | 専門短期課程 | 第1期選考試験    | 平成18年9月4日(月)から同月15日(金)まで     |
|                  |        | 第2期選考試験    | 平成19年2月13日(火)から同月23日(金)まで    |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | 専門課程   | 推薦入学試験     | 平成18年10月23日(月)から同年11月2日(木)まで |
|                  |        | 一般入学試験(前期) | 平成19年1月11日(木)から同月19日(金)まで    |
|                  |        | 一般入学試験(後期) | 平成19年2月16日(金)から同月23日(金)まで    |

5 その他

- (1) 専門課程への入学については、1から4までに掲げる事項のほか、平成19年度山形県立産業技術短期大学校学生募集要項及び平成19年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項に定めるところによる。
- (2) 専門短期課程への入学については、1から4までに掲げる事項のほか、平成19年度山形県立産業技術短期大学校専攻科募集要項に定めるところによる。
- (3) 詳細については、商工労働観光部雇用労政課(電話023(630)2389)、山形県立産業技術短期大学校(電話023(643)8431)又は山形県立産業技術短期大学校庄内校(電話0234(31)2300)に問い合わせること。

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成18年度後期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成18年9月1日

山形県知事 齋藤 弘

1 技能検定の実施職種

(1) 特級

| 検 | 定 | 職 | 種   |
|---|---|---|-----|
| 鑄 |   |   | 造   |
| 金 | 属 | 熱 | 処 理 |
| 機 | 械 | 加 | 工   |
| 放 | 電 | 加 | 工   |
| 金 | 型 | 製 | 作   |
| 金 | 属 | プ | レ   |
|   |   | ス | 加 工 |



|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 工 | 場 | 板 | 金 |
| め |   | つ | き |
| 仕 |   | 上 | げ |
| 機 | 械 | 検 | 査 |
| ダ | イ | カ | ス |
| 機 | 械 | 保 | 全 |
| 電 | 子 | 機 | 器 |
| 電 | 気 | 機 | 器 |
| 半 | 導 | 体 | 製 |
| プ | リ | ン | ト |
| 自 | 動 | 販 | 売 |
| 光 | 学 | 機 | 器 |
| 内 | 燃 | 機 | 関 |
| 空 | 気 | 圧 | 装 |
| 油 | 圧 | 装 | 置 |
| 建 | 設 | 機 | 械 |
| 婦 | 人 | 子 | 供 |
| 紳 | 士 | 服 | 製 |
| プ | ラ | ス | チ |
| パ |   | ン | 製 |

(2) 1級及び2級

|         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 検 定 職 種 | 検 定 作 業                       |
| さ く 井   | 口 - タ リ - 式 さ く 井 工 事 作 業     |
| 金 型 製 作 | プ ラ ス チ ッ ク 成 形 用 金 型 製 作 作 業 |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 工場板金       | 機械板金作業             |
|            | 数値制御タレットパンチプレス板金作業 |
| 機械検査       | 機械検査作業             |
| 機械保全       | 機械系保全作業            |
|            | 電気系保全作業            |
|            | 設備診断作業             |
| 電気機器組立て    | シ－ケンス制御作業          |
| 半導体製品製造    | 集積回路チップ製造作業        |
|            | 集積回路組立て作業          |
| プリント配線板製造  | プリント配線板設計作業        |
|            | プリント配線板製造作業        |
| 自動販売機調整    | 自動販売機調整作業          |
| 光学機器製造     | 光学機器組立て作業          |
| 空気圧装置組立て   | 空気圧装置組立て作業         |
| 油圧装置調整     | 油圧装置調整作業           |
| 農業機械整備     | 農業機械整備作業           |
| 冷凍空気調和機器施工 | 冷凍空気調和機器施工作業       |
| 和裁         | 和服製作作業             |
| 機械木工       | 数値制御ル－タ作業          |
| 製版         | DTP作業              |
| 石材施工       | 石材加工作業             |
| 建築大工       | 大工工事作業             |
| かわらぶき      | かわらぶき作業            |
| 配管         | 建築配管作業             |

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 厨房設備施工     | 厨房設備施工作業               |
| 型枠施工       | 型枠工事作業                 |
| 鉄筋施工       | 鉄筋施工図作成作業              |
|            | 鉄筋組立て作業                |
| コンクリート圧送施工 | コンクリート圧送工事作業           |
| 防水施工       | アスファルト防水工事作業           |
|            | 合成ゴム系シート防水工事作業         |
|            | 塩化ビニル系シート防水工事作業        |
|            | 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 |
| カーテンウォール施工 | 金属製カーテンウォール工事作業        |
| ガラス施工      | ガラス工事作業                |
| 機械・プラント製図  | 機械製図手書き作業              |
|            | 機械製図CAD作業              |
| 電気製図       | 配電盤・制御盤製図作業            |
| 金属材料試験     | 組織試験作業                 |
| 印章彫刻       | 木口彫刻作業                 |
| 塗装         | 鋼橋塗装作業                 |
| 舞台機構調整     | 音響機構調整作業               |

## (3) 3級

|           |             |
|-----------|-------------|
| 検定職種      | 検定作業        |
| 機械検査      | 機械検査作業      |
| 電気機器組立て   | シケンス制御作業    |
| プリント配線板製造 | プリント配線板設計作業 |
|           | プリント配線板製造作業 |

|            |                         |
|------------|-------------------------|
| 冷凍空気調和機器施工 | 冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工 作 業 |
| 和 裁        | 和 服 製 作 作 業             |
| プラスチック成形   | 射 出 成 形 作 業             |
| 建築大工       | 大 工 工 事 作 業             |
| 配 管        | 建 築 配 管 作 業             |
| 機械・プラント製図  | 機 械 製 図 手 書 き 作 業       |
| 電気製図       | 配 電 盤 ・ 制 御 盤 製 図 作 業   |

## (4) 単一等級

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 検 定 職 種   | 検 定 作 業                 |
| 樹脂接着剤注入施工 | 樹 脂 接 着 剤 注 入 工 事 作 業   |
| バルコニー施工   | 金 属 製 バ ル コ ニ ー 工 事 作 業 |

## 2 技能検定試験手数料

## (1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号(実技試験に係る技能検定試験手数料の額)に定める額

## (2) 学科試験手数料 3,100円

## 3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日                                                                                        | 場 所                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 平成18年11月24日(金)から平成19年2月18日(日)までの間において山形県職業能力開発協会が指定する日                                     | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 平成19年1月28日(日)<br>1級及び2級<br>機械検査、電気機器組立て、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験<br>3級<br>機械検査、電気機器組立て、配管 |                    |
|         | 平成19年1月31日(水)<br>1級及び2級<br>舞台機構調整                                                          |                    |
|         | 平成19年2月4日(日)<br>特級<br>鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカス               |                    |

ト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

1級及び2級

さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、機械木工、石材施工、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、印章彫刻、塗装

3級

冷凍空気調和機器施工、建築大工、機械・プラント製図  
単一等級  
樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工

平成19年2月11日(日)

1級及び2級

機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、和裁、製版、厨房設備施工、電気製図

3級

プリント配線板製造、和裁、プラスチック成形、電気製図

#### 4 受検手続

技能検定受検申請書を平成18年9月25日(月)から同年10月6日(金)までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

#### 5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用労政課(電話023(630)2388)又は山形県職業能力開発協会(電話023(644)8562)に問い合わせること。

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び同法第99条の3第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成18年9月1日

山形県公安委員会

委員長 吉田 美智子

#### 1 審査の種類

##### (1) 技能検定員審査

- ア 技能検定員審査(大型)
- イ 技能検定員審査(普通)
- ウ 技能検定員審査(大特)
- エ 技能検定員審査(大自二)
- オ 技能検定員審査(普自二)
- カ 技能検定員審査(牽引)
- キ 技能検定員審査(大型二種)
- ク 技能検定員審査(普通二種)

##### (2) 教習指導員審査

- ア 教習指導員審査(大型)
- イ 教習指導員審査(普通)
- ウ 教習指導員審査(大特)

- エ 教習指導員審査(大白二)
- オ 教習指導員審査(普自二)
- カ 教習指導員審査(牽引)
- キ 教習指導員審査(大型二種)
- ク 教習指導員審査(普通二種)

## 2 審査の期日及び場所

### (1) 期 日

平成18年10月2日(月)から同月6日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 場 所

天童市大字高楯1300番地 山形県総合交通安全センター

## 3 審査の申請手続

### (1) 申請手続

審査を受けようとする者は、審査申請書に山形県指定自動車教習所規程(昭和53年6月県公安委員会告示第15号)第5条に規定する書類を添えて、山形県警察本部交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)に提出すること。

### (2) 申請の受付期間及び受付時間

平成18年9月11日(月)から同月15日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

## 4 審査手数料

審査手数料は、山形県手数料条例(平成12年3月県条例第8号)第2条第2項第8号及び第10号に規定する額とする。

## 5 そ の 他

詳細については、運転免許課(電話023-655-2150)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、デジタルX線一般撮影装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年9月1日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁2階入札室

(2) 日 時 平成18年10月12日(木) 午前10時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 デジタルX線一般撮影装置 二式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 山形県立日本海病院 平成19年2月28日(水)

山形県立河北病院 平成19年1月19日(金)

(4) 納入場所 山形県立日本海病院

山形県立河北病院

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 平成18年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成18年1月20日付け山形県公報第1709号)により公示された資格を有すること。

(2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(4) 9の(1)により提出された製作仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ること

が証明できること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県病院事業局県立病院課施設係 電話番号023(630)2765
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、製作仕様書その他必要な書類(以下「製作仕様書等」という。)を平成18年10月2日(月)午後5時までに提出すること。この場合において、製作仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに製作仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、山形県病院事業局の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Digital General Radiography System : 2
  - (2) Time-limit for tender : 10:00 A.M. October 12, 2006
  - (3) Contact point for the notice : Prefectural Hospital Division, Yamagata Prefectural Hospital Affairs Agency, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-8570 Japan TEL 023-630-2765

平成18年9月1日印刷  
平成18年9月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056